

荻原雄一氏の「文学研究」

林 尚孝

荻原雄一氏は、拙論「エリーゼはユダヤ人ではない」(『鷗外』八四号)に対する反論を「ふたたび(エリス、ユダヤ人論)」(以下「ふたたび論」と略記する)と題して『鷗外』八六号に掲載されました。

これは先に『通信』一六五号の「再び林尚孝氏へ」で、拙論を「隅から隅まで丁寧に拝読した上で、まとめて私見をのべさせていただく」と予告されていた私への反論ですから、期待して拝読しました。しかし、残念ながら、その内容は学問的論争とはほど遠いものでした。さらに荻原氏は、最後に、「もうこれ以上いかなる反論もしないつもりです」と宣言されています。論争を挑まれた氏の側から、幕引きを宣言された形です。私も再論はしないでおこうと考えましたが、どうにも見逃し得ない箇所があり、「通信」の紙面をお借りしてコメントさせていただきます。

まず第一に問題にしたいたいののは荻原雄一氏の「研究者」としての姿勢です。文学研究であろうと、自然科学研究であろうと、新事実の発見を主張するからには、第三者が検証可能な論拠を示すことは、論文作法のイロハのイです。

先の拙論で「Wiegertも Wiegertもみな源は(ヴァイカント)で、ユダヤ人のファミリーネームである」と主張されるのであれば、その根拠をデータを添えて提出して欲しい」と述べました。氏が「舞姫」再考、エリス、ユダヤ人問題から(1)(2)で、何の論拠も示さずに、Wiegertも Wiegertもみな源は「ヴァイカント」で、ユダヤ人のファミリーネームである。したがって、エリスもエリーゼもユダヤ人であるとの「新発見」を主張されていたからです。

ところが「ふたたび論」は、この質問には答え得ず、自説は「文献のない伝聞」に依拠したものだという驚くべき事実を告白されています。もちろん「伝聞」でも、それが新たな研究の出発点になることはありえます。しかし、それが「研究」であるからには、内容の確認作業が不可欠です。仮に百歩譲って、内容確認が不可能だったため、仮説として提示されたとしても、その事実発見が他人の見解に依拠していることを明示すべきでした。「ふたたび論」で初めて荻原氏は「ワイゲルト、ユダヤ人説」は下野博・立風書房社長(当時)の発言であったことを明らかにされました。果たして下野氏は「舞姫」再考、エリス、ユダヤ人問題からの公表

を了承されていたのでしょうか。

第二に、研究者であるならば、相手の論稿を正確に読み取るべきです。しかし「ふたたび論」は、何と私が Weigert はユダヤ姓であると認めたとして、次のように主張しています。

それでも、「ヴァイゲルト」「ワイゲルト」については、具体的な例を挙げるという原始的な方法ではありませんが、「ユダヤ人」であると立証しています。林氏も今回の論文を拝読する限り、こちらの方には異存がないわけですし、だいいち「舞姫」のヒロインのファミリーネームは「ワイゲルト」ですから、私が強い関心をもつ『舞姫』のヒロインは「ユダヤ人」で決着でしょう。

しかし私は、「ワイゲルト、ユダヤ人説」が成り立ち得ないことを明確に記しています。すなわち Lars Mank 編 A Dictionary of German-Jewish Surnames (つまりドイツのユダヤ人姓について長年の研究を基礎に編纂された辞典に基づいて、「問題の Weigert もユダヤ人本来の姓ではなく、南部および中部地域のドイツ人の姓であった。その語源は「weigen」(拒む)の意をもつ男子の名であり、それが姓に転用されるようになった」ことを指摘し

ているのです。要するに、ワイゲルト姓も、ユダヤ固有の姓などではなく、もともとはドイツ人の姓だったのです。とうぜんのことながら、ワイゲルト姓のドイツ人も存在します。論争相手の文は、もつと「隅から隅まで丁寧に」読むべきものです。

第三に、「ふたたび論」は、自身の主張の内部に明白な「論理矛盾」をはらんでいる事実気づかず、他人の論理矛盾を批判しています。すなわち、萩原氏は、本来の論争とは無関係な藤咲憲一氏に対し、次のようにユダヤ人の定義について教えをたれています。

「ユダヤ教を信じている人をユダヤ人と呼びます。だから、たとえば私・萩原がユダヤ教を信じているならば、私・萩原は日本に住む日本国籍を持ったユダヤ人となります」

ユダヤ人についてのこうした定義を信ずる人が、他方では「舞姫」のエリスの姓はワイゲルトだから、エリスはユダヤ人で決まりだと述べています。「舞姫」のヒロインの父親がワイゲルト姓で、ユダヤ人に多い職業の仕立職人であるとしても、氏自身の定義にしたがえば、エリスがユダヤ教徒であったことを論証しない限り、「エリス、ユダヤ人説」は成り立ち得

ないのではないのでしょうか。

第四の問題は、再三にわたり林の「単なるモデル探し」は「文学研究とはなんら関係がない」と断言されていることです。私と共同研究者である小平克は、後述するように、単なるモデル探しだけをしているわけではないのですが、その前に、「モデル探し」は文学研究とは無関係な分野なのかを問いたいと思います。もしそうした主張が正しいとすると、作家論は成立し難いでしょう。仮に成立したとしても、瘦せ細ったものなるおそれがあります。そうした一般論はさておき、ここであらためて、私どもの「エリーゼ探し」の意図について述べておきます。

鷗外がドイツ留学から帰国してから「文づかひ」を発表するまでの二年四月は、鷗外の生涯にとつてもっとも波乱に満ちた年月でした。エリーゼ・ヴァイゲルトの来日、赤松登志子との結婚と離婚、『しがらみ草紙』の創刊、『東京医事新誌』主筆就任と罷免、「舞姫」を始めとする初期三部作の発表、等々の諸事件です。これらの諸事件を「舞姫事件」と呼び、その解明を目的に「舞姫事件V考」を執筆しており、「単なるモデル探し」と呼ばれるいわれはありません。エリーゼの実像を探ることにより、「舞姫事件」が鷗外

文学に与えた影響の一端を明らかにしようと考へての研究です。「エリーゼ来日事件」の真実を探ることは、「舞姫事件」の一側面であり、その解明は鷗外文学の解釈にとって不可欠な作業であると考えられています。

エリーゼの実像を探ることが、作品理解に寄与した一例を挙げれば、それまで解釈が困難で、鷗外の遊びとみられたこともある「我百首」が、エリーゼ来日に関わる一連の事件を詠みこんでいたことを探り当てたことです。第二六首「すきとほり真赤に強くさて甘き Niscoree の酒二人が中は」から第三六首「接吻の指より口へ傳へて三とせになりぬ吝なりき」で詠われている女性がエリーゼであることを読み解き、その結果「我百首」は、鷗外の遊びなどではなく、彼の生涯における喜びと深刻な悔恨を結晶させた作品として、「我百首」理解に新境地を開いたと自負しています。より詳しくは、小平克『森鷗外「我百首」と「舞姫事件」』（同時代社、二〇〇六年）を「一読下さい。さらに、小平には「うたかたの記」や「文づかひ」などとこの問題を関連させて論じた作品研究（3）があることを知っていただければ、われわれが「来日した女性」の正体を暴く」といったゴシップ記事的

関心から研究をすすめている訳ではない
ことが、明瞭になると考えます。

(1) 荻原雄一「舞姫」再考—エリス、ユダヤ人問題か
ら、「国文学 解釈と鑑賞」平成元年九月号、
一九八九年九月

(2) 荻原雄一「舞姫」再考—エリス、ユダヤ人問題か
ら、荻原雄一編「舞姫」エリス、ユダヤ人論」至文
堂所収、二〇〇一年五月

(3) 「近代文学 資料と試論」八号、二〇〇八年七月、「同
上」九号、二〇〇八年十二月、「同上」十号、

二〇〇九年六月

森鸥外纪念馆通信

No.170 春

〔「鷗外」通信〕原稿募集〕

〔鷗外〕87号はただ今編集集中です。

〔鷗外〕88号の原稿を募集しております。八月三十一日までご投稿ください。

投稿規定 Ⅱ 記念会会員であること・

一六〇〇〇字(四〇〇〇字詰原稿用紙

四〇枚)前後であること・採否は編集

委員会に一任すること。

〔通信171(夏)号〕へのご投稿は七月

三十一日まで。字数は三〇〇〇字程度。短

いものでも結構です。

〔編集後記〕

今号もたくさんさんの玉稿が寄せられました。ありがとうございます。「寄贈文献」「記念室たより」「事務局より」のスペースがなくなりました。「寄贈文献」は次号にまとめて掲載いたします。ご寄贈くださいました方々にはお詫び申し上げます。

森鷗外記念会通信 No. 170

発行 平成二十二年四月十五日

(年四回発行・四・七・一〇・一月発行予定)

編集責任者 倉本幸弘

発行所 森鷗外記念会

郵便番号・一一三一〇〇二二

東京都文京区千駄木一―二三―四

電話・〇三―五八三四―一五六